

生駒市消防本部告示第1号

生駒市患者等搬送事業認定等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年12月8日

生駒市消防長 川端 信一郎

生駒市患者等搬送事業認定等に関する要綱の一部を改正する告示

生駒市患者等搬送事業認定等に関する要綱（平成31年4月生駒市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第3号中「2（※2）は、感謝等搬送自動車（車椅子専用）の任意の積載とする。」を「2（※2）は、患者等搬送自動車（車椅子専用）の任意の積載とする。」に改める。

様式第17号中「㊦」を削る。

様式第18号中「㊦」を削り、「患者等搬送事業に係る認定の失効について、次のとり届け出ます。」を「患者等搬送事業に係る認定の失効について、次のとおり届け出ます。」に改める。

様式第19号から様式第22号までの規定中「㊦」を削る。

様式第27号及び様式第28号中

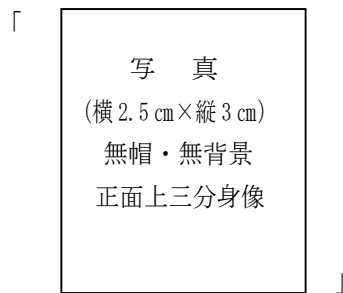
「
写 真
(横2.5cm×縦3cm)
無帽・無背景
正面上三分身像
」

を

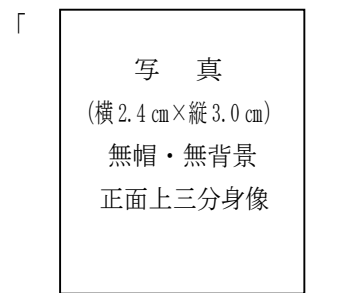
「
写 真
(横2.4cm×縦3.0cm)
無帽・無背景
正面上三分身像
」

に改める。

様式第 29 号中「㊦」を削り、



を



に、

「 3 写真（6 月以内に撮影、無帽・無背景・正面上三分身像、
縦 3 cm×横 2.5 cm）2 枚を添付してください。 」

を

「 3 写真（6 月以内に撮影、無帽・無背景・正面上三分身像、
横 2.4 cm×縦 3.0 cm）2 枚を添付してください。 」

に改める。

様式第 30 号及び様式第 33 号中「㊦」を削る。

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前の生駒市患者等搬送事業認定等に関する要綱（以下「旧告示」という。）の規定により提出されている様式は、改正後の生駒市患者等搬送事業認定等に関する要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存する旧告示の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。